

東日本大震災 学童保育支援の課題 継続した息の長い支援を

全国学童保育連絡協議会・事務局次長 真田 祐

東日本大震災発生から五ヶ月が経ちましたが、甚大な被害のあった東北地域の沿岸部の復旧・復興は遅れています。また、原発事故の被害はさらに広がり、新たな被害も生じています。学童保育に通う子どもたち、その家庭、学童保育施設にも依然として厳しい状況が続いています。

被災地の状況

これまでに全国学童保育連絡協議会(以下、全国連協)が把握したところでは、地震・津波の影響で使用できなくなつた学童保育施設は岩手県沿岸部で一〇か所、宮城県沿岸部で三五か所ありました。福島県沿岸部の状況はほとんど把握できていませんが、いわき

市では原発事故の影響もあり、五か所が使用できなくなっています。別の場所で再開していますが、なかには、小学校が一五キロ離れた別の小学校に移転・間借りするようになり、学童保育もその小学校の近くの施設に間借りして、子どもたちが毎朝、一時間かけてスクールバスで通学しているところもあります。

宮城県では保育中に二人の子どもと一人の指導員の方が亡くなり、岩手県と宮城県で、学童保育をお休みするなどしていた子どもが津波の被害に遭つて亡くなっています。また、行方不明・亡くなつた指導員の方もおられます。ご家族を亡くされた子どもたち、保護者の方々、指導員の方々も少なくあります。

被災地の学童保育では大変困難な状況の中、指導員の方々が、子どもたちの毎日の生活を必死に守ってきました。時間が経つにつれ、疲労が蓄積している方も少なくないという状況があります。いま、学童保育は夏休みの一時保育に入っています。厳しい条件のなかで、長い夏休みをどう乗りきるのか、どうやつたら子どもたちが安心して安全に生活できるのか、次のような重い課題が多くあるのが現状です。

◇学童保育施設が被災して使えず、他の施設(公民館・集会場・個人宅など)を間借りしたり、他の学童保育との合同保育を行つていているところでは、広さや設備が十分ではないところが多い。

◇校庭が仮設住宅になつてしたり、施設が避難所の側にあつたり、放射能の

影響で外に出られないため、外遊びが

できない。

◇ハエが大量に発生しており、退治・衛生面の対応に追われている。窓が開けられないところも少なくない。

◇学校のプール等が使用できないところもある。

こうしたなかで、福島県内では、子どもだけが県外へ転居する「学童疎開」を行う家庭も増えているとのことです。また、「放射線の影響のない遠い場所に行って、思いっきり身体を動かして遊ばせてやりたい」という要望がある一方で、「余震が続いているなかで、子どもと離れたくない」という保護者の声も寄せられています。

これまで、国の学童保育の制度は不十分であり、市町村も学童保育に対する条件整備を十分には行っていませんでした。貧困な施設、指導員の身分や雇用の不安定さ・劣悪な待遇、利用する家庭への援助が不十分であることは、行政の学童保育に対する認識が不十分

であることが大きな要因です。このたびの震災によって、これらがそのまま吹き出し、さらに深刻な問題・課題となっています。

学童保育支援の取り組み

全国連協は、三月一四日から学童保育関係者に向けて義援金への協力を呼びかけ、被災地を応援してきました。八月二日現在、お寄せいただいた義援金の額は、一九一〇万六八三五円となりました。ありがとうございます。

いたいた義援金は、①被災した学童保育施設の再建への支援、②被災した学童保育に必要な備品等の購入への支援、③運営費への援助(保育料減収による指導員の給与未払いへの援助など)、④指導員の研修・相談活動などの支援(講師・相談員の派遣費用など)などに活用しています。また、義援金は、被災地の学童保育連絡協議会を支援することにも活用し、そのことで、

継続した息の長い支援、学童保育の復旧・復興・発展をすすめる体制づくりを行いたいと考えています。

つぎに、義援金のこれまでの活用状況を具体的に報告します。

◇岩手県学童保育連絡協議会を通して、気仙沼区学童クラブ連絡協議会(陸前高田市・大船渡市、ともに父母会運営の学童保育が加盟)へ三〇〇万円を送りました。これらは、指導員の雇用を守るためにの費用、保育料免除のための運営費補助、施設・設備への補助、必要な物品の購入などに使っていただきました。

◇宮城県では、仙台市学童保育連絡協議会が中心となって専従者をおいて立ち上げた「宮城県学童保育緊急支援プロジェクト」に二〇〇万円を送りました。県内の学童保育の被害状況の把握と必要な支援の計画と実行、指導員支援プログラム(相談会・研修会)の実施などに活用されています。また、義援金は、被災地の学童保育連絡協議会を支

資料1 被災地の学童保育の復旧、復興に関する国への要望

町村からの依頼に応え、「子どもの心のケア」などの指導員研修会の実施などにも取り組んでいます。

◇福島県では、いわき市学童保育連絡協議会（父母会運営の二〇か所の学童保育が加盟）に二〇〇万円を届けました。地震・津波や放射能による被害で使用できなくなった施設の復旧・復興に向けた取り組み、必要な備品の購入、指導員の給与への援助などに活用していただいています。

- (1) 被災地で学童保育を一刻も早く再開、復旧できるように国として万全の措置を講じてください。
 - ① 学童保育施設の再建、改修・修繕にかかる費用、設備・備品の購入等にかかる費用を国として全額保障してください。
 - ② 被災地の疲弊した市町村・県の負担のないように学童保育の指導員の人事費
- (2) 被災地の子どもたちが安心して通え、学童保育が安定的な運営ができるよう特別な財政措置を図ってください。
 - ① 被災した家庭に対しては、保育料を免除するように、特別な財政措置を図ってください。
 - ② 入所子ども数が急激に減った学童保育に対しては指導員の雇用を守るために、国として、特別な財政負担をしてください。

も含めた運営費の補助を国として全額保障してください。

◆「未来を築く子育てプロジェクト 東日本大震災『緊急支援プログラム』」から、仙台市連協といわき市連協にそ

り、県内の学童保育への支援に取り組む準備を進めています。

残りの義援金の用途は、現地の方々と相談しながら、検討を進めています。また、このほかに次の取り組みも行っています。

◆「未来を築く子育てプロジェクト 東日本大震災『緊急支援プログラム』」から、仙台市連協といわき市連協にて、福島県学童保育連絡協議会をつくり、県内の学童保育への支援に取り組む準備を進めています。

二〇一一年度第一次補正予算（五月一日成立）には、学童保育施設の復旧のための予算、事業再開に要する経費への補助金が組み込まれました。施設整備費は、国が三分の一、市町村と都道府県が六分の一ずつを負担、事業再開に要する経費は二二二万円を上限とした定額補助（すべて国負担）とされました。従来の学童保育への補助金

と比べ、国の負担分が多いものとなっています。

しかし、事業再開までに要する経費の補助だけでは不十分です。事業を開したあとの保育料収入が激減している学童保育への運営費（ほとんどが指導員の人事費）の継続的な支援も必要です。

現在の国の学童保育の補助金は、開設日数と入所している子どもの数に応じて補助額が異なる仕組みになっています。七月二三日、国の学童保育の担当課（厚生労働省育成環境課）から、被災地の学童保育に対する補助金の取り扱いに関する事務連絡が出されました。内容は、次のとおりです。

◆被災して開所できなかった日がある場合、もともと開所の予定であれば開所したものとして扱う。

◆被災により四月一日からの開所ができなかった場合、年度途中からの開所は開設月数に応じて補助額を計算する。

*セーブ・ザ・チルドレンジャパンは、独自の学童保育支援の取り組みとして、「必要備品の配布」、「施設の補修・増設」（津波被災を受けた学童保育施設の補修や増設）、「長期間休眠時の給食支援」（昼食を用意できない家庭の子どもたちに学童保育での給食をサポート）に取り組んでいます。

れぞれ補助金をいただき、全国連協と連携して、宮城県七ヶ浜町と多賀城市、福島県いわき市で指導員支援プログラムを実施しました。

◆NGOセーブ・ザ・チルドレンジャパンと全国連協が連携して、岩手県山田町、宮城県石巻市の指導員支援活動を行いました。

今後も、全国連協と被災地の連絡協議会が連携しながら、支援活動を進めています。

国は、被災地の学童保育や、避難してきた子どもたちを受け入れた学童保育に不利益が生じないような措置をとるという考え方であり、それにもとづいて出された事務連絡です。ただし、子

どもの数の減少とともに保育料収入の減少が運営を困難にしている現状がありますので、このことについても、引き続き国に保障を求めていく必要があります。

多くの課題がある今、国のお責任で、被災地の学童保育の支援、復旧・復興を行うとともに、市町村、都道府県の力も必要です。全国連協は、四月二〇日と六月二三日に、国に向け、要望を届けました（資料1参照）。

私たち、学童保育関係者も支援を行っています。全国各地の学童保育関係者の皆さんに、引き続きご協力いただきたく、お願いを申し上げます。

「東日本大震災学童保育義援金」の振込先は下記のとおりです。

- ・銀行コード：0005
- ・店番：351
- ・三菱東京UFJ銀行
- ・本郷支店
- ・普通預金 0012273
- ・名義：全国学童保育連絡協議会
代表 木田保男